

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹  
(公印省略)

## 見 積 依 賴 書

1 件 名 無人航空機購入【オープンカウンタ方式】  
2 納 入 場 所 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25  
愛知用水総合管理所  
3 納 期 契約締結日の翌日 から 令和8年3月27日まで  
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合せを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

1 現 場 説 明 実施しません。

2 見 積 参 加 条 件 本件の調達品については、サイバーセキュリティ・サプライチェーン上のリスクの観点を含めて同等確認を行う必要があることから、見積書の提出前(令和8年2月24日17:00まで)に「【様式】無人航空機の納入機器リスト」を提出すること。

3 見 積 書 等

1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。  
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2)提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAX(又は電子メール)に扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

3)提出期限 令 和 8 年 2 月 2 7 日 13:00 まで

4)提 出 先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 (総務課 犬田)  
**FAX : 0561-37-2112(又は 0561-39-5464)**  
メールアドレス : nyukei\_aichi@water.go.jp  
令 和 8 年 2 月 1 9 日 13:00 まで

5)質 問 書 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。  
提出期限 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年3月2日13:00まで**とします。

6)見 積 回 数 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

7)そ の 他 ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。

2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3)最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

無人航空機購入

仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人水資源機構

## 第1章 総則

### 第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する無人航空機購入に適用する。

### 第2節 納入場所

愛知県愛知郡東郷町諸輪片平山25番地の25 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所

### 第3節 納入の内容

本件は、無人航空機の購入を行うものである。

#### (1) 無人航空機

### 第4節 納期等

契約締結日から令和8年3月27日まで

### 第5節 納入数量

本件の納入数量は、第2章第1節のとおりとする。

### 第6節 提出書類

受注者は、次に掲げる図書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘要
機器仕様	1部	契約締結後10日以内	カタログ等の納入機器の仕様が分かる資料
取扱説明書	各1部	納入時	無人航空機一式、ソフトウェア
取扱説明動画集	1部	納入時	DVD-R(発注者が指定する項目)
その他発注者が指示したもの	必要部数		

### 第7節 設計変更等

本件の契約後、設計内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

### 第8節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

## 第2章 機器の仕様

### 第1節 納入機器の数量

#### 1. 納入機器の構成

以下の数量を納入するものとする。

名 称	数量	摘 要
無人航空機（セット）	2セット	<p>【セット構成（1セット）】</p> <p>標準機体本体×1個、標準送信機※1×1個、 標準カメラ×1個、プロペラ×1セット、 予備プロペラ×2枚、バッテリー×2個、 標準充電器※2×1個、3連充電器×1個、 プロペラガード×1セット、収納ケース×1個、 スマートフォン×1個、microSDカード×1枚</p> <p>【機器保証】</p> <p>機器本体の保証期間は、使用者の故意又は過失による故障及び破損等を除き、納入後1年間とする。</p>

※1…通信用ケーブル（3m）付属

※2…充電用ケーブル（1m）付属

#### 2. 付帯対応

機器の納入にあたっては、以下の対応を含むものとする。

名 称	数量	摘 要
納品説明会	1回	納品にあたり愛知池（愛知県東郷町）での職員を対象とした機器の取扱い方法についての説明会を実施するものとする。

### 第2節 納入機器の仕様

#### 1. 無人航空機（標準セット）

##### （1）機体本体

全 長：650mm×580mm以内（アーム展開時。プロペラ含む）

180mm×380mm以内（アーム収納時）

高 さ：160mm以下（アーム展開時。プロペラ含む）

機体重量：1720g（標準カメラ、バッテリー搭載時。最大離陸重量2000g）

回転翼数：4枚

最大対気速度：15m/s

最大飛行時間：約25分（標準カメラ搭載。風速8m/s以下）

保護等級：IP43（カメラ、ジンバル、バッテリー搭載時）

GNSS：GPS+QZSS+SLAS/SBAS

動作環境温度：-20°C~40°C

障害物検知：有り（前方、上方、下方）

搭載カメラ：標準カメラをワンタッチで脱着できること  
飛行モード：以下の機能を有するモードを手動切り替え出来ること  
　　マニュアル（非G N S S環境下の手動操縦）  
　　ポジション（G N S S環境下の手動操縦）  
　　オート（自動飛行及びソフトウェアからの指示による飛行）  
安全機能：電波途絶時に以下の機能を有していること  
　　ゴーホーム機能（離着陸ポイントへの自動帰還）  
　　自動着陸機能（ライト地点直下への自動着陸）  
　　緊急着陸地点着陸機能（設定した緊急着陸地点への移動及び自動着陸）  
　　緊急停止機能（機体異常による暴走時の緊急停止）  
　　ジオフェンス機能（指定した領域への進入防止）

#### (2) 標準送信機

動作周波数：2.412～2.477GHz  
最大伝送距離：約4km ※障害物や電波干渉が無い場合  
駆動時間：約4時間  
充電方式：U S B T y p e C™（使用中の充電可）  
セキュリティ：A E S暗号化方式  
表示部：有り（液晶。アラート、バッテリー残量、水平／垂直の距離と速度表示など）  
動作環境：-20°C～40°C  
接続数：機体本体と最大3台まで接続可  
ソフトウェア：専用G C Sアプリ（T a k e O f f）と連動出来ること  
その他機能：スマートフォン搭載及び接続出来ること（製造元指定機種のみ）

#### (3) 標準カメラ

有効画素数：約2000万画素（可視）  
センササイズ：1inch  
焦点距離：28mm（35mm換算）  
シャッター方式：メカニカルシャッター式  
ズーム機能：デジタルズーム10倍  
静止画撮影方式：J P E G／D N G  
静止画撮影画質：解像度 [20M／15M／10M]  
動画撮影方式：M O V／H. 264  
動画撮影画質：4K／30p  
動画撮影時間：約60分  
記録メディア規格：U H Sスピードクラス [U 3] ビデオクラス [V 30以上]  
ジンバル機構：3軸（パン、チルト、ロール）  
セキュリティ：記録メディアに暗号化したデータを記録可（暗号化有効／無効設定可）  
その他機能：露出補正、フォーカスなど  
付属品：カメラジンバル固定アタッチメント、m i c r o S D（32GB）

#### (4) プロペラ

数量：1機分（4枚）

材質：樹脂製

(5) 予備プロペラ

数量：2枚

材質：樹脂製

(6) 充電器

規格：純正バッテリー専用充電器であること

付属品：標準送信機充電用ケーブル（1m）

(7) 3連充電器

規格：(5) 充電器と連結が可能であること

(8) バッテリー

規格：リチウムイオン（9.4Wh）

表示機能：有り（バッテリー残量表示LED、ステータス表示LED）

その他機能：バッテリマネジメントシステム搭載（自己診断機能、製品寿命予測機能ほか）

(9) プロペラガード

材質：樹脂製

分割：4分割

寸法：約700mm×約650mm程度（機体装着時）

(10) 収納ケース

タイプ：リュックタイプ（本節1～2に示す機材が収納可能であること）

規格：ケース中身は、発泡または硬質ウレタンの緩衝材を用いてであること

サイドメッシュポケット付であること

(11) スマートフォン

規格：(2) 標準送信機への設置及び(3) 標準カメラの映像受信が可能であること

Takeoffアプリのインストールを行うこと

(12) microSDカード

規格：microSDカード 512GB (3) 標準カメラの映像記録が可能であること

## 2. 保証内容

機器本体に対する保証は次のとおりとする。

(1) 保証期間は、使用者の故意又は過失による故障及び破損等を除き、納入後1年間とする。

ただし、リコール等による不具合が発生した場合には、速やかに連絡を行い、無償にて部品の交換修理を行うこと。

(2) 故障時等の代替機貸出し、FWアップデート対応期間は納入後1年間とする。

(3) 施設賠償責任保険に1年間加入した機体であること。

保険内容は対人（1名）3億円（1事故）3億円、対物（1事故）3億円を満たすものとする。

## 第3節 無人航空機のサイバーセキュリティ上の機能に関する事項

以下、無人航空機のサイバーセキュリティの機能に関する①～④の事項について、必要な措置が講

じられていること。

①飛行情報の外部漏洩防止に関する事項

- ・当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関する情報の一切をいう。なお、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。

②撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

- ・撮影記録情報など当該無人航空機が収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。

③操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

- ・当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関する情報の一切をいう。）の送信先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。
- ・ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。
- ・当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、発注者の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。
- ・操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

④脆弱性に関する事項

- ・当該無人航空機の製造事業者において、当該無人航空機並びにその部品及びソフトウェアのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。  
また、係る対策の具体的な内容を書面等で確認できること。さらに、当該無人航空機のサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

#### 第4節 無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する事項

以下、無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する①～③の事項について、必要な措置が講じられていること。

① サプライチェーン・リスクに関する事項

- ・機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。
- ・情報システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があつた場合に識別できる構成管理体制が確立していること。また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

#### ②本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

- ・当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。

#### ② 無人航空機の供給安定性に関する事項

- ・外国からの部品調達など、当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。

### 第5節 リスクが認められた場合の対応に関する事項

#### ①調達時の対応に関する事項

- ・調達候補となる無人航空機については、発注者が内閣官房との協議の上、サイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、直ちに代替品選定等を行うこと。
- ・調達候補となる無人航空機について、発注者から求めがあった場合、当該無人航空機を構成する部品及びソフトウェアの詳細に関する情報を提供すること。

#### ②調達後の対応に関する事項

- ・当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）にサイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクが存在すると疑われ、又は発注者から係る指摘を受けた場合、ソフトウェアのソースコードの開示、追跡調査、立入検査等、発注者と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、係る欠陥を直ちに排除すること。

### 第6節 取扱説明

物品納入時に発注者に対し、物品の取扱説明を行うものとする（第1節 2. 付帯対応 番号1のとおり）。

### 第7節 故障時の対応体制

納入した物品に故障等不具合が生じた場合において、速やかに修理等が行える体制を有すること。そのために以下の条件を満足していること。

- (1) メンテナンスに関わる拠点を日本国内に有すること。
- (2) 連絡を受けてから、2週間以内に技術者を派遣出来る体制にあること。  
(但し、年末年始や災害時等特殊な事情がある場合を除く。)
- (3) 交換（修理）部品が日本国内で調達出来ること。

## 第8節 ウイルス対策

受注者は、発注者と履行に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第9節 個人情報の取扱い

### ①基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### ②秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### ③取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### ④利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### ⑤複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### ⑥再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

### ⑦事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったとき

は、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

また、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。

なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### ⑧資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

### 第10節 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、以下の行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

#### (関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

#### (行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本件の履行に関して取り扱う行政情報を本件の目的以外に使用してはならない。

#### (社員等に対する指導)

(A) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(B) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

#### (契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本件の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本件の実施完了後又は本件の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本件の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

以上

## 請書

1 品名

2 規格・寸法

3 数量

4 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

5 納入場所

6 納期 令和 年 月 日

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ確実に履行いたします。

令和 年 月 日

受注者

独立行政法人水資源機構 契約職

殿

## 內訛明細書

## 契 約 条 項

第1条 受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第2条 受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、納品書を受け取ったときは、14日以内に検査を行なうものとする。

3 受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第3条 物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第4条 発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から20日以内に請求代金を支払うものとする。

第5条 受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

2 発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

第6条 発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

- 一 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を

履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

(専属的合意管轄)

第9条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

## ドローン・関連機器等リスト

購入等件名 (調達案件名)	無人航空機購入
登録番号	※ 記入不要
法人名	

担当者名	
連絡先メールアドレス	
連絡先電話番号	

## ○ ドローン・関連機器等リスト

法人名	通番	区分	製造業者名	製造業者の 法人番号 (半角数字)	製品名	型番
(記載例)		ソフトウェア	× × ×		〇〇測量解析ソフト	AAA 0123
◎◎電機		ソフトウェア	× × ×		〇〇保守点検ソフト	BBB-bb
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					

※ 記載する行が足りない場合は、行を追加してご回答ください。なお、行の追加以外の表構成の変更は行わないようお願いいたします。

## くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例) 

- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
- ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

例) 

- ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	計算式	結果
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$	
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$	
△△組	¥500,000-	1	4		

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

例) 

- ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	計算式	結果
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$	
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$	
△△組	¥500,000-	1	4		
◎◎工業	¥500,000-	2	1		

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。